

# 東京海上日動 マリンニュース

NO.179

2007年8月9日

海上業務部 コマーシャル損害部

## STCW 条約の見直し

### 要旨

大幅な船腹量増加により深刻な船員不足が懸念されています。こうした状況を背景として、現在、国際海事機関(International Maritime Organization、IMO)でSTCW条約(1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約の1995年改正)の見直しの議論が行われています。

### 1. 本条約の概要

本条約は、SOLAS条約等が船舶の構造、設備等の面から統一基準を定めているのに対して、船員の知識・技能、当直基準等人的側面における最低基準を定めることにより航行の安全を担保しようとするものです。海難事故防止策として船体構造そのものの改善をハード面からの取組みとすると、この条約は船員の資質向上を目的としてソフト面からの取組みに着手したものと いえます。具体的には、船長、一等航海士、機関長、一等機関士、当直担当職員の資格を与えるために必要な知識及び海上航行履歴の要件、知識、技能のレベル維持のための要件、甲板部、機関部等における当直を維持するための基本原則、タンカー乗組員のための特例の要件、救命艇手の要件、締約国政府による海技免状の裏書制度、入港国における監督手続等が定められています。この条約に加入することにより船員の資質が国際的に一定水準に高められることは、海上における人命及び財産の安全の確保等を図るうえで有効かつ適切なものであると考えられています。

### 2. 今回の見直しの内容

本条約は、1995年に成立し10年経過後に見直すことになっていましたが、IMOで行われた見直しに関する議論の主なポイントは以下の通りです。

見直しの原則の策定	モデル研修コースの設定	旅客船の安全
海事保安	バラスト・マネジメントの訓練のガイドラインの設定	
部員の当直資格要件の見直し	本船上での訓練の妥当性を見直し	Safety Manningの見直し

### 3. その他の船員教育関連の動き

(1) Sigtto (Safety of International Gas Tanker and Terminal Operators Limited) がLNG船員向けの訓練内容の認証制度を開始しており、日本の船社の中には認証を取得している会社があります。

(2) Competency Management

船員、船主監督などの「Competency Management」(業務を遂行するために必要な能力を明らかにするだけでなく、そのために必要な能力をいかに修得させるかを考え、実際に修得させるところまで行う)が重要との認識も高まっています。

以上